

変更前	変更後
<p>3.4 鉄骨部分の現地調査について</p> <p>鉄骨の現地調査では、設計図書との照合調査を主体として行う。すなわち、部材の寸法調査、ボルトの調査、溶接部の調査及び偏心接合部の有無の調査である。特に、設計図書に記載された完全溶込溶接部については、超音波探傷試験等により溶接部の施工状況を詳細に調査するものとする。(S造耐震診断報告書書式を参照のこと。)また、錆び等部材の性能を損なう原因についても調査を行う。</p> <p>なお、超音波探傷試験、すみ肉溶接のサイズ測定等を必要とする建物で、同調査を実施しない場合は<u>評価を受け付けない。</u></p>	<p>3.4 鉄骨部分の現地調査について</p> <p>鉄骨の現地調査では、設計図書との照合調査を主体として行う。すなわち、部材の寸法調査、ボルトの調査、溶接部の調査及び偏心接合部の有無の調査である。特に、設計図書に記載された完全溶込溶接部については、超音波探傷試験等により溶接部の施工状況を詳細に調査するものとする。(S造耐震診断報告書書式を参照のこと。)また、錆び等部材の性能を損なう原因についても調査を行う。</p> <p>なお、超音波探傷試験、すみ肉溶接のサイズ測定等を必要とする建物で、同調査を実施しない場合は<u>原則として評価を受け付けない。ただし、耐震診断のみの評価を受ける場合で、次のことを満足する場合はその限りではない。</u></p> <p><u>目視調査において、スカーラップ・エンドタブ・裏あて金などが確認できた場合のみ超音波探傷試験を実施しなくても突き合わせ溶接の耐力とすることができるが、溶接部の強度やF値の設定等において安全側の仮定とし診断を行うこと。また、目視調査において、スカーラップ・エンドタブ・裏あて金などが確認できない場合はすみ肉溶接とみなし診断を行う。</u></p> <p>なお、目視調査が困難な場合は当委員会に診断方針(溶接部の評価方法やF値の設定など)を記入した相談票を提出のこと。</p> <p><u>現地調査を行わず、耐震診断の評価を受けている建物を改修する際には必ず超音波探傷試験、すみ肉溶接のサイズ測定等を行うこと。</u></p>